

ざいりゅうてつづき
⑦ 在留手続 なごやしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよくにゆうかん
 名古屋出入国在留管理局(入管) ☎ 052-559-2150

ざいりゅう
■ 在留カード

にほん ちゅうちようきかん げつ なが す がいこくじん ざいりゅう
 日本に中長期間(3か月より長く)住む外国人は「在留カード(IDカード)」をもらいます。とても大事なカードです。

なまえ せいねんがっぴ じゅうしょ こくせき ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん か
 名前、生年月日、住所、国籍、在留資格や在留期間などが書いてあります。

さいじょう ひと も
 16歳以上の人はいつも持っていてください。



ざいりゅう
■ 在留カードをなくしたとき

にゆうかん い あたら ざいりゅう かいない い
 入管に行って新しい在留カードをもらいます。(14日以内に行きます。)

も 持っていくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ パスポート ・ 写真 1枚 ・ 警察の届出受理番号 など 	
--------------	--	--

う あか ざいりゅう
■ 生まれた赤ちゃんの在留カード

にほん あか う う にち なが にほん
 日本で赤ちゃんが生まれて、生まれてから60日より長く日本にいるとき

にゆうかん い あか ざいりゅう しんせい う
 は、入管に行って赤ちゃんの在留カードを申請します。(生まれてから

にちない い
 30日以内に行きます。)

も 持っていくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生届受理証明書または出生届記載事項証明書 ・ 世帯全員の住民票 ・ (持っていたら) 赤ちゃんのパスポート など 	
--------------	---	--

そうだん 相談するところ	<p><small>がいこくじんざいりゅうそうごう</small> 外国人在留総合インフォメーションセンター</p> <p>☎ 0570-013904</p> <p>☎ 03-5796-7112 (IP, 外国から)</p> <p>🕒 げつ きん へいじつ 8:30~17:15 月~金(平日)</p>	
-----------------	---	--

⑧ひっこしをするとき

こせきじゅうみんか
戸籍住民課 ☎ 0595-22-9645

■伊賀市から別の市に引越す（転出）

ひっこしをする前に、市役所に「転出届」を出します。（30日前から出せます。）「転出証明書」をもらいます。

も 持っていくもの	<ul style="list-style-type: none">・パスポート・在留カード・マイナンバーカード（持っている人）
--------------	--

引越してから、引越した市の市役所に「転入届」を出します。（14日以内に出します。）伊賀市でもらった「転出証明書」も出します。

■伊賀市の中で引越す（転居）

引越してから市役所に「転居届」を出します。（14日以内に出します。）

も 持っていくもの	<ul style="list-style-type: none">・パスポート・在留カード・マイナンバーカード（持っている人）・資格確認書や福祉医療費受給資格証など（前の住所が書いてあるもの）
--------------	---

⑨だれかが亡くなったとき

こせきじゅうみんか
戸籍住民課 ☎ 0595-22-9645

亡くなったことを知った日から7日以内に市役所に「死亡届」を出します。

も 持っていくもの	<ul style="list-style-type: none">・死亡診断書または死体検案書・パスポート（亡くなった人、届出をする人）
--------------	--

※亡くなった人の在留カードは次のどちらかの方法で入管に返します。

・家の近くの入管へ持っていきます。

・必要な書類と一緒に郵便で送ります。こちらを見てください☎



サインの代わりに印鑑（ハンコ）を使います。市役所に登録した印鑑を「実印」と言います。

家を買う時や車の登録など、大切な書類には「実印」を使います。

印鑑を登録すると「印鑑登録証」がもらえます。「印鑑登録証」は「印鑑登録証明書」をとる時に使います。

いんかんとうろく
■印鑑を登録するとき

とうろく 登録できる人	さいいじょう 15歳以上 (※15歳以上でも、できないときがあります)
とうろく 登録できる いんかん 印鑑	じゅうみんひょう とうろく 住民票に登録している名前や通称名、名前の読み方 をカタカナであらわしたものの。
も もって行くもの	とうろく いんかん ざいりゅう 登録する印鑑・在留カード
はら かね 払うお金	えん 300円

いんかんとうろくしょうめいしょ
■印鑑登録証明書を取るとき

も もって行くもの	いんかんとうろくしょう ざいりゅう 印鑑登録証・在留カード
はら かね 払うお金	まい えん 1枚300円

住民登録のある人にはマイナンバー（個人番号）という番号があります。

12桁の番号です。この番号は1人ずつ違います。



■ マイナンバーが必要なとき

銀行や証券会社など

- ・ 外国にお金を送るとき
- ・ 外国からお金を送ってもらうとき
- ・ 口座をつくる時 など

市役所

- ・ 社会保険や税金の書類を出すとき
- ・ 児童手当などの手当を申請するとき
- ・ 保育園の申込みをする時 など

会社やお店

- ・ 働き始めるとき など

■ マイナンバーカード

- ・ 市役所で申込みをするとマイナンバーカードが作れます。
- ・ カードを作るのは、無料（0円）です。
- ・ マイナンバーの証明や身分証明書として利用できます。
- ・ カードがあると、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票の写しや印鑑登録証明書などの発行ができます。
- ・ 在留期間のある人のマイナンバーカードの有効期間は、在留期間と同じです。

⑫ごみ

■ごみを集積場（決められたごみを出す場所）へ出すとき

ごみは種類ごとに分けます。決められた日に出します。

<p>ごみの種類 ごみの出し方 ごみを出す日</p> 	<p>住んでいる地区で決まっています。 ごみカレンダーやごみアプリで確認してください。 (ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、ベトナム語で見ることができます。)</p>    <p>iPhone Android</p>
<p>ごみを出す場所</p>	<p>自治会に入っている人は自治会長や近所の人に確認してください。 アパートに住んでいる人は管理会社や大家に確認してください。</p>
<p>相談するところ</p> 	<p>さくらリサイクルセンター（青山地区以外） ☎ 0595-20-9272 伊賀南部クリーンセンター（青山地区） ☎ 0595-53-1120</p>

■ごみを処理施設へ直接持って行きたいとき

（青山地区以外の人）

※手数料は施設に直接聞いてください。

<p>もって行くところ</p>	<p>ごみの種類</p>
<p>さくらリサイクルセンター (伊賀市治田3547-13) ☎ 0595-20-9272</p>	<p>燃えるごみ、リサイクルごみ、大きいごみなど ※必ず種類ごとに分けて持っていきます。 ※自分で家をリフォームした時に出るごみ（建築廃材）や車の部品など、処理できないごみもあります。</p>
<p>不燃物処理場 (伊賀市西高倉4631) ☎ 0595-23-8991</p>	<p>ブロック、瓦、土砂など ※処理できないごみもあります。</p>

も い 持って行くところ	しゅるい ごみの種類
いがなんぶ 伊賀南部クリーンセンター ☎ 0595-53-1120	も も ようきほうそう 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック、 しげん そだい 資源ごみ、粗大ごみ ※ かなら しゅるい わ も 必ず種類ごとに分けて持っていきます。

■ 粗大ごみ (大きいごみ) の出し方

ダンス・ベッドや自転車などの粗大ごみは、家の前またはアパートの近くまで取りに来てくれます。予約が必要です。

よやく ほうほう 予約の方法	① 粗大ごみ受付センターに電話します。 ② 住所・名前・電話番号・取りに来てもらうものと数を伝えます。取りに来てくれる日と、ごみを出す場所を聞きます。 ③ 市役所や大きなスーパーのサービスカウンターで「粗大ごみ処理券」(シール)を買います。 ④ 粗大ごみ処理券に名前を書いてごみに貼ります。 ⑤ 取りに来てくれる日の朝9時(青山地区は8時30分)までにごみを出します。
はら かね 払うお金など	・ 1回の予約で5個まで申し込むことができます。 ・ 粗大ごみ処理券は1枚200円です。 ・ 必ず予約をしてから、申し込んだ数と同じ数の処理券を買います。 (使わなかった処理券のお金は返してられません。)
そうだん 相談する ところ	いがほくぶそだい うけつけ 伊賀北部粗大ごみ受付センター (青山地区以外) ☎ 0595-20-1255 いがなんぶそだい うけつけ 伊賀南部粗大ごみ受付センター (青山地区) ☎ 0595-64-8700


⑬ 近所の人（近くに住む人）との交流

- ・ 近所の人に会ったら、あいさつをしましょう。
- ・ 分からないことがあったら、近所の人に聞きましょう。



自治会




近所の人たちが集まって、みんなが安心して住みやすいまちにするため、いろいろな活動を行います。「自治会」に入って、いろいろな活動に参加しましょう。そして、地域の一員になりましょう。

<p>自治会に入るには</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会長に相談します。 ・ 自治会長が誰か分からないときは、近所の人や市役所に聞きます。 <p>地域政策課 ☎ 0595-22-9639</p>
<p>自治会のいいところ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの人と助け合うことができます。 ・ 市役所からのお知らせなどを回覧板（近所の人が見るお知らせ）で知ることができます。 ・ 自治会のごみ置き場にごみを出すことができます。
<p>自治会費（払うお金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの自治会で金額が違います。 ・ 自治会長に聞きます。
<p>自治会の活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ集積場の管理をします。 ・ 地域の公園や道路のそうじをします。 ・ 防災訓練（災害の時に安全に逃げる練習や火を消す練習）をします。 ・ お祭りなどのイベントをします。

いぬ か
⑭犬を飼うとき

あんぜん か
くらし安全課 ☎ 0595-41-0931

いぬ か しやくしよ いぬ どうろくしんせいしよ だ
犬を飼うとき、市役所に「犬の登録申請書」を出します。

<p>どうろく いぬ 登録する犬</p>	<p>う 生まれてから 90日 をこえた犬</p>
<p>はら かね 払うお金</p>	<p>3,000円 (1匹) かかります。</p>
<p>ちゅうしゃ 注射</p>	<p>まいとし かい きょうけんびょう ふせ ちゅうしゃ いぬ 毎年1回、狂犬病を防ぐ注射を犬にします。 (市役所からはがきが届きます。)</p>
<p>まもること</p> 	<p>いぬ さんぽ ・犬を散歩するとき、犬のふんはビニール袋などに い も 入れて持ちかえります。 いえ そと いぬ か ・家の外で犬を飼うときは、犬にリードをつけます。</p>
<p>いぬ し 犬が死んだら</p>	<p>いぬ し いぬ しぼうとどけ しやくしよ だ 犬が死んだときは、「犬の死亡届」を市役所に出します。 こちらからも出来ます。 </p>
<p>ひっこ 引越したら</p>	<p>ひっこ いぬ じゅうしょへんこう ひつよう 引越したら、犬も住所変更が必要です。 ■伊賀市の中で引越したとき いがし なか ひっこ 伊賀市役所で手続きをします。 ■伊賀市外へ引越すとき いがしがい ひっこ 犬の登録をしたときに受け取った鑑札を持って、引越 さき しやくしよ てつづ し先の市役所で手続きをしてください。</p> 
<p>いぬ に 犬が逃げたら</p>	<p>いぬ に ほけんじよ れんらく 犬が逃げたときは、保健所に連絡をしてください。 いが ほけんじよ 伊賀保健所 ☎ 0595-24-8080</p>

⑮ アパートなどを借りるとき (賃貸契約)

■ 必要なお金

<p>やちん ちんりょう 家賃 (賃料)</p>	<p>まいつきはら かね ・ 毎月払うお金です。</p> <p>にほん まえばら おお ・ 日本では、前払いが多いです。</p>
<p>しききん ほししょうきん 敷金 (保証金)</p>	<p>いえ き はら ・ 家が決まったときに払います。</p> <p>げつ げつ やちん おな かね はら ・ 1か月から3か月の家賃と同じくらいのお金を払 います。</p> <p>やちん はら ひっこ おおや ・ 家賃を払えなかったときや、引越したあとに、大家 (家を貸す人)が、家の壊れたところや汚れたとこ ろを直すために使います。</p> <p>つか かね かね ・ 使わなかったお金は返ってきます。</p>
<p>れいきん 礼金</p>	<p>か いえ き はら れい かね ・ 借りる家が決まったときに払う お礼のお金です。</p>
<p>ちゅうかいてすうりょう 仲介手数料</p>	<p>いえ しょうかい ふどうさんがいしゃ はら かね ・ 家を紹介した不動産会社に払うお金です。</p>
<p>かんりひ きょうえきひ 管理費 (共益費)</p>	<p>かいだん ろうか つか ばしよ でんきだい ・ 階段や廊下など、みんなが使う場所の電気代や、 そうじ はら かね 掃除のために払うお金です。</p>
<p>こうしんりょう 更新料</p>	<p>ちんたいけいやく お ひ こ ・ 賃貸契約が終わったあとも、引っ越しをしないで おな いえ す やちん べつ はら かね 同じ家に住むときに、家賃とは別に払うお金で す。 (賃貸契約は2年間の場合が多いです。)</p>

みんかんじゅうたく

■民間住宅

- ・ 大家から借ります。
- ・ 不動産会社（家を借りたい人や家を買いたい人に、いろいろな家を紹介する店）に行って、家を探します。

こうえいじゅうたく

■公営住宅

- ・ 市営住宅（市が貸す部屋）と県営住宅（県が貸す部屋）があります。
- ・ 住むところに困り、お金があまりない人が、安く借りることができます。
- ・ 借りるには、いろいろな きまりがあります。

	しえいじゅうたく 市営住宅	けんえいじゅうたく 県営住宅
ぼしゅう 募集するとき	がつ がつ 7月、1月	がつ がつ がつ がつ 4月、7月、10月、1月
そうだん 相談するところ	じゅうたくせいさくか 住宅政策課 ☎ 0595-22-9737	い げなんぶふうどうさんじぎょう 伊賀南部不動産事業 きょうどうくみあい 協同組合 ☎ 059-221-6171

■アパートなどに住むときのルール

- ・ 大家に言わないで、ほかの人と住んだり、他の人に貸したりしてはいけません。
- ・ 勝手に部屋を直したり、穴をあけたりしてはいけません。
- ・ 大きな音や声を出してはいけません。（特に夜の8時から朝の7時まで）

- × 大きい声で話す。
- × 大きい音で音楽を聞いたり、テレビを見たりする。
- × パーティーをして歌ったり踊ったりする。
- × ギターなどの楽器を使う。

⑯電気・ガス・水道（下水道）・携帯電話（スマートフォン）

■電気

- ・電気の利用は、不動産会社または大家に聞いてください。
- ・停電の情報を見ることができます。

👉 中部電力 停電情報




■ガス

- ・家で使うガスは「都市ガス」と「プロパンガス」の2種類あります。
- ・住むところで、ガスの種類が違います。
- ・ガスの種類とガスの器具が合っていないと危険です。必ず不動産会社または大家に確認してください。

■水道（下水道）

引っ越しのときは、必ず2～3日前までに水道（下水道）の使用開始・中止の連絡をします。

つか 使うとき	・上下水道お客様センターに電話し、水道（下水道）を使うことを伝えます。
つか 使うのを やめるとき	・上下水道お客様センターに電話し、水道（下水道）を使うのをやめることを伝えます。 ※使っていないときでも、連絡をしないと、料金がかります。

<p>りょうきん はら かた 料金の払い方</p>	<p>いづれかの方法で払います。 <small>こうざふりかえ</small> ①口座振替 あなたの口座から自動で払います。 <small>ぎんこう ゆうびんきょく もう こ</small> (銀行や郵便局で申し込みをします。) <small>のうふしよ</small> ②納付書 <small>のうふしよ とど</small> 納付書が届きます。<small>ぎんこう ゆうびんきょく</small> 銀行、郵便局、コンビニエンス ストア、スマートフォンアプリなどで払います。 ③クレジットカード あなたのクレジットカードで払います。 <small>もう こ</small> (パソコンやスマートフォンなどから申し込みを します。)</p>
<p>そうだん 相談するところ</p>	<p><small>じょうげすいどう きゃくさませんたー</small> 上下水道お客様センター  0595-24-0013</p>

■ 携帯電話 (スマートフォン) のこと

<p>けいやく ひつよう 契約に必要なもの</p>	<p><small>ざいりゅう</small> ・ 在留カード <small>ぎんこうこうざ</small> ・ 銀行口座またはクレジットカード <small>ひつよう</small> (※パスポートが必要なときもあります)</p>
<p>まもること</p>	<p><small>じぶん なまえ</small> 自分の名前<small>けいやく</small> で契約したスマートフォンを他の人<small>ほか ひと</small> に あげたり、売ったりしてはいけません。<small>はんざい</small> 犯罪です！！</p>
<p>そうだん 相談するところ</p>	<p><small>でんわがいしゃ</small> 電話会社のホームページなどで<small>かくにん</small> 確認してください。</p>